

鶴岡市立西郷小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校、どの学級にも起こりえるものである。これらの基本認識に立ち、家庭、地域、関係機関との連携の下、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対応していく。

本校では、児童が教職員や周囲の友人と信頼関係でつながり、安心、安全、安定した中で楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりを進めるために、国、山形県および鶴岡市の「いじめ防止基本方針」を参考にして、「鶴岡市立西郷小学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び教職員の役割・基本姿勢

- ① わかる・できる授業や、一人ひとりを生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりにつとめる。
- ② いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ③ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ④ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑤ 教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ⑥ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、鶴岡警察署、庄内児童相談所、鶴岡市教育相談センター等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ② どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止などの取り組みを学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 地域の役割・基本姿勢

- ① いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者と連携していじめ問題の克服を目指す。
- ② いじめ防止の対策は、社会総がかりで取り組むべきものであるため、その対策のための措置に協力するよう努める。

(4) 児童の役割・基本姿勢

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声を掛けたり、周囲の人に積極的に相談したりする。

2 いじめ問題等への組織的対応

(1) 西郷小学校いじめ防止対策委員会

校内において、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づける。

- ・ 毎週のミーティングと期（6期）ごとの職員会議での「児童理解」の場をこれにあて、校内における日頃のいじめの問題及び生徒指導上の課題等に対応するための組織を兼ねるものとする。

① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当担任
状況によっては、全職員体制とする場合もある。

※ 必要に応じて、外部関係者として、地域民（地区民生児童委員等）、保護者（PTA代表）を加えて組織する。

② 役割

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や取り組みの実施の際に中核となる役割
- ・ いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・ いじめを察知した場合に、関係児童に対する事実関係を聴取する役割
- ・ 指導や支援の体制、対応方針を決定する役割
- ・ 保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

(2) 西郷小学校いじめ問題対応委員会（重大事態発生時の対応組織）

- 教育委員会と協議の上、(1)の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

3 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの態様>

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。
- その他

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

4 関係機関との連携

(1) 市教育委員会との連携

- 五中ブロック担当指導主事、鶴岡市教育相談センター

(2) 外部機関との連携

- 鶴岡警察署、庄内児童相談所、児童養護施設、法務局、医療機関等

(3) 五中ブロック内小学校との連携

- 各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取り組みについての情報交換を行い、対策等の共有を図る。
五中ブロック四者合同会議・生徒指導主任会・教務主任会・教頭会・校長会

II いじめ防止等の基本的な取り組み

1 未然防止の取り組み

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

① 児童理解の努力と工夫

ア 日常的な会話や観察の他に、児童の気持ちの変化を捉えられるよう、定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていく。

(「心の相談カード」の実施、職員のミーティングにおける個別の情報提供、教員用チェックリストの活用、児童・保護者用アンケートの実施)

イ 児童一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-Uの活用を図る。そのために、上記アンケートと重ねて児童と面談を実施する。

ウ 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。

エ 学校の設置者や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童にも周知することでネット上のいじめの抑止力につなげる。

オ 気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校またはチームとして組織対応していく。

カ 管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、いじめ未然防止への資質・能力を高める。

② 個々の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

ア 行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちのあり様をきめ細かく捉え、対応していく。

- イ 児童の背景情報は全職員で共有し、適切な指導・支援に結びつけながら、一人ひとりの心の安定と、安心して過ごせる学級づくりを推進する。
- ウ 学校全体で、互いのよさを認め合い、信頼し合える集団を育てる。
- エ 感情の自己コントロールや人間関係づくりの方法をどの子ども身につけられるよう、自分の気持ちや思いを伝える語彙やコミュニケーション能力の育成を教育活動全体で意識的に行い、いじめの未然防止につなげる。

(2) わかる授業づくり

日々の学校生活の中での最大の未然防止は、「わかる授業づくり」である。生徒指導の3機能(自己決定・自己存在感・共感的人間関係)を活かした、どの子ども参加・活躍できる授業づくりを工夫する。

(3) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

(→学校経営概要第5章11に記載の通り)

豊かな情操と道徳心を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめ防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育の推進を図る。

- ※ 「鶴岡市子ども像指導資料」「親子で楽しむ庄内論語」
「山形県道徳読み物資料集『いのちを見つめる』」等の活用

(4) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

- ① 学校における系統的な「いのち」の教育の実践
教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人とのかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。
- ② 家庭における「いのちの教育」の実践
家庭においては、親子の温かいかかわりを通して「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。
- ③ 地域における「いのち」の教育の実践
地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、子どもの見守り活動等を通して、子ども達の安全・安心な生活および地域づくりを推進していく。

(5) 児童会の主体的な活動の推進

あいさつや言葉遣い、校内生活のルールの大切さ等を子ども達自身が共有し、互いに高め合う集団づくりに努め、自己有用感や自己肯定感を育てる場とする。また、児童による自発的ないじめ防止を促すため、「あったか言葉」や「ほめほめ大作戦(「すごいカード」「ありがとうカード」)」等自主的な企画・運営による活動を促進する。

(6) 教員の資質・能力の向上

① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

- 個々の児童への配慮等、深い児童理解に基づく指導・支援等を行う。
- 児童の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高める。
- 発覚したいじめを確実に解消していくため、校内外における研修会等を設定し、教職員の資質向上に取り組む。

② 特別支援教育、生徒指導に係る研修会や講座の実施

- 通常学級に在籍し、LDやADHD(注意欠如・多動症)、あるいはASD(自閉スペクトラム症)が疑われる児童の割合が増加の傾向にある。こうした児童の特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さ等によるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめ等の問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。

本校では児童に対する適切な対応や支援・指導の力量は特に重要であり、校内研修や市の特別支援教育講座等の計画的な受講を進める。

(7) P T A組織を生かした取り組みの推進

① 学校・家庭・地域の連携の推進

- 学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にある。また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に相談するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努める。

② 家庭教育での取り組み

- 保護者は家庭教育の中で子どもの規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを意識に植えつける必要がある。また、P T Aを通して教育の原点である家庭教育について保護者の意識啓発を図り、研修機会を充実させていく。

③ 学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取り組み

- P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネット

やメール利用に関する研修会を開催する等、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取り組みの重要性等、保護者への啓発の推進に努める。

2 いじめの早期発見の取り組み

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、以下を迅速かつ組織的に行う。

- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保
- いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で適切な指導
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携

① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

- いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたりけつたりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目的に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめられていることを否定する（隠す）場合があることに留意しなければならない。加害者側とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

- いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられている児童のサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。
- 教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③ いじめの早期発見のための対応と取り組み

- いじめに対する認識
 - ・ いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりえる問題と捉える。
- いじめを許さない学校と学級づくり
 - ・ いじめを許さない学校・学級づくりの姿勢を保護者に明確に示す。
- 校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検
 - ・ 「いじめ問題への取り組み点検表」(県教育委員会)による点検を実施する。

- 実態把握のためのアンケート等の実施
 - ・ 県教育委員会から示されている様式による年2回(6月・11月)の実施
 - ・ 生徒指導定期調査 第1期(7月)、第2期(12月)の報告に結果を反映
 - ・ 「心の相談カード」(アンケート)の実施
- いじめ発見のチェックリストの活用と個別実施
 - ・ 県様式を参考にして、アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施
- 児童会を中心とした自主的な取り組み
- 計画的・組織的な校内巡視が実施できるよう組織体制を工夫し、児童を見守る時間を増やす

(2) 早期発見のための具体的な組織対応の推進

- ① 学校教職員の情報ネットワークの強化
 - いじめの芽を発見した際には、その情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築していくことが重要である。こうすることで、いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。
 - いじめ発見のチェックリスト等を活用し、児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内で報告・相談し、チームで対応する。
- ② 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり
 - 発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力してもらうよう努めていく。
 - 学校から、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして、家庭と連携して児童を見守るネットワークづくりを進める。
- ③ 児童や保護者が相談しやすい環境づくり
 - ア 生活の記録等の活用
 - 学校生活の記録や個人ノート等、教職員と児童の間で日常から行われている交換ノート等を活用して交友関係や悩みを把握したり、休み時間や放課後の雑談等で児童の様子に目を配ったりする。
 - イ 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施
 - いじめの実態を把握するアンケート等の定期的実施により、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる。短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談により事実関係をさらに詳しく聞き取っていく。

ウ 相談窓口の設置と周知

- 児童及びその保護者に、学校の相談窓口をはじめ、他機関の相談窓口の紹介も積極的に行い、いつでも誰でも相談できる窓口があることを知らせ、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① 学校では、いじめの認知に向け、アンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。
- ② いじめを認知した場合、躊躇なく校長に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実関係の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害指導の保護者に連絡する。

(2) いじめ発見時の緊急対応

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに教頭に報告し、組織的に対応する。
- ② いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊心を損なわないよう留意する。
- ③ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーにも十分注意して以後の対応を行う。

(3) いじめと認知した場合の対応

① 被害児童及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

イ いじめられた児童への対応

- いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携しながら、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた児童が安心できる環境の確保を図る。
- 状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。

ウ いじめられた児童の保護者への対応

- 保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。
- 事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。
- 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- 学校で安心して生活できるようにすることを約束する。
- 具体的な対応と経過については、継続して説明していくことを伝える。

エ 自殺につながる可能性がある場合の対応

- 自殺につながる可能性がある場合、「Talk の原則」(Tell : 心配していることを伝える・Ask : 自殺願望について尋ねる・Listen : 気持ちを傾聴する・Keep safe : 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行いながら、いじめの再発防止に努める。

② 加害児童及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携して対応し、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- 保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめた児童への対応

- いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不的確さや責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、場合によっては特別の指導計画による指導や、警察と連携した措置も含め、毅然とした対応をする。

- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
 - 状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。
- ウ いじめた児童の保護者への対応
- 子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。
 - 保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感を持たないようにすることにも配慮する。
 - 保護者が我が子の正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながらも、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解してもらおうようにする。
 - 必ず、複数の教職員で保護者の対応にあたる。
- ③ 集団へのはたらきかけ
- ア 児童に対する指導(学級全体への指導とともに)
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸にするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。
 - いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- イ 保護者に対する啓発指導
- 状況に応じて、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報取り扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。
- ④ 継続した指導体制の確立
- ア いじめの解決とは、当事者間の謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

イ 学校では、全ての児童が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに、継続的に取り組んでいく。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

- ① 教科活動等における指導の充実
 - 児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育を充実させる。
- ② 児童及び保護者に対する啓発
 - 警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための出前授業や研修会、講演会を実施し、啓発を図る。
- ③ 教員の指導力の向上
 - 警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等による研修の機会を積極的に捉え、指導力の向上に努める。

(2) 家庭・PTA・地域との連携

ネット上のいじめについては学校の取り組みだけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取り組みや啓発活動を行っていく必要がある。

- ① 学校における取り組み
 - 保護者会や学級懇談会・地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する情報状況や児童のインターネット利用状況等について、学校からも情報提供を行い、ネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めている。
- ② 家庭・PTA・地域での取り組み
 - ネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう、子どものインターネット利用状況を把握し、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努める。
 - 子どもの発達段階に応じて家庭におけるルールづくりを行うと同時に、フィルタリングをかけ、制限していくことについてもよく話し合う。(ペアレンタルコントロール)

- P T A研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年P T A懇談会の話題にしたり、独自のアンケートを行いP T A広報等で啓発を図るなど、ネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

2 早期発見・早期対応

(1) 早期発見の取り組み

Ⅱの2・3にその対応を含む

(2) 早期対応の取り組み

Ⅱの2・3にその対応を含む

IV 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- (2) いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- (3) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生したと判断した場合は、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「西郷小学校いじめ問題対応委員会」を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。
- (4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- (5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (6) 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談体制と活動計画

学校経営概要第6章4に記載の通り

2 生徒指導体制と活動計画

学校経営概要第6章2と3に記載の通り

VI 校内研修

1 児童理解

- 教務主任、豊かな心育成部長及び教育相談担当を中心に、毎月の職員会議と毎週のミーティングの中に「児童理解」の場を設け、研修と情報共有を図り、担任を支えながら全職員での指導・対応ができるようにしていく。

2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修（学校経営概要第4章7に記載の通り）

- 教務主任が計画を立案して取り組んでいる校内研修計画の中に、児童理解、いじめ予防や対応に関する内容などを計画的に組み入れ、職員の資質向上に努める。

VII 学校評価と教員評価

1 学校評価

- (1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下を参考に目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえ改善に取り組む。
 - いじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - いじめ防止基本方針や取り組みについて、保護者と共有し、理解や協力を得ているか。
 - いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する組織体制が整備されているか。
- (2) いじめ防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取り組みが計画通り進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていない

いケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取り組みについてP
DCAサイクルで検証を行う。

2 教員評価

- (1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や
早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず迅速かつ適切な対応や組織的な取り組
み等を行っているかどうかを評価する。
- (2) 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうかを評価
する。

VIII その他

1 基本方針の見直しに関すること

- この基本方針に沿って日々の指導・対応を重ねていくが、毎年、学期や年間の「教
育反省」で見直し、職員全員でPDC Aサイクルを活かした検証を行いながら、随時、
改訂改善を図っていく。また、児童代表委員会、保護者懇談会、学校評議員会等の場
で出された意見も採り入れながら不断の見直しを図る。

2 学校や地域におけるいじめ問題対策につながる特徴的・効果的な活動

- 放課後子ども教室の「おおぞら教室」、スポーツ少年団との定期的な連絡会により、
連携を深め、児童の情報収集や指導方針の共有を図る。

<取り組みの年間計画>

	いじめ対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○校内特別支援教育推進会議	○学級開き ○学校経営説明の中で、教育相談の取り組みについて、保護者への周知	○相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○授業参観、学級懇談会、PTA 総会での「学校いじめ基本方針」、教育相談の説明
5月	○現職研修① 「児童理解と学級づくり」	○巡回相談	○「心の相談カード」	○民生児童委員会 ○一日フリー参観
6月			○Q-Uテスト ※県いじめアンケート ○教育相談週間	○地区教育懇談会 ※県いじめアンケート ○学校評議員会①
7月		○夏季休業中の生活指導		○保護者会 (希望者面談)①
8月	○校内就学支援委員会	○いじめ防止標語応募 ○人権書道出品	○休み中の生活把握と不応への対応	
9月		○情報モラル指導(ネットモラル)		
10月			○「心の相談カード」	○通知表配布面談
11月	○現職研修② 「事例研修」	○「感謝の集い」	○Q-Uテスト ※県いじめアンケート ○教育相談週間	※県いじめアンケート ○学校評議員会②
12月	○全職員による取組評価アンケート(学校評価)	○歳末助け合い募金活動		○保護者の学校評価 ○保護者会(希望者面談)
1月			○休み中の生活の把握と不応への対応	
2月		○6年生を送る会	○くらしのアンケート ○教育相談週間	○学校評議員会③ ○民生児童委員会②
3月	○学校いじめ防止基本方針の見直し			○通知表配布面談
通年	<p>※ 毎週水曜日放課後のミーティングで、「学級経営の近況」「気になる子どもの状況」について、職員会議において「児童の事例報告」を行い、組織対応のための情報の共有を図る。</p> <p>※ いじめが発生した場合の対応については、いじめ問題対応委員会で共通理解を図りながら、対応していく。</p>			